

市長所信表明(平成27年6月)

おはようございます。

本日、平成27年6月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨み、当面する諸課題への取り組みと今後の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「吉野川市版総合戦略」について申し上げます。

急速な人口減少・少子高齢化の進展は、日本社会における待ったなしの構造的課題であり、本市にとりましても将来にわたる持続的な発展に向け、最も重要な課題であると認識しております。

このため、本市では、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、地方創生の取組を全庁体制で推進するため、3月17日、「吉野川市地方創生推進本部」を設置し、吉野川市版「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定作業を進めることといたしました。

平成27年度から5年間の期間となる総合戦略では、本市が持つ資源や特色を活かしながら、従来型の発想にとらわれない吉野川市独自の施策に取り組んでいきたいと考えており、先月22日には産業界、教育機関、金融機関、住民団体等を含めた推進協議会を設置し、民間視点による提案や地域住民の皆様の声を十分にお聞きしながら、早期の策定を目指してまいります。

本市といたしましては、地方創生の4つの基本目標「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり地域と地域を連携する」の実現を目指し、強い覚悟を持って取り組んでまいりますので、議員各位の格別のご支援をお願いいたします。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、市単独による「吉野川市プレミアム商品券」についてであります。

地域経済は、緩やかながら持ち直しの動きが見られるといわれて

おりますが、個人消費は、まだまだ低調であると感じております。

このため、本市における消費活動を促し地域内の経済循環を生み出すため、国が景気刺激策として創設した「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、市内の商工会議所、商工会、金融機関のご協力を得て、今年度第2弾となる市内の登録店舗でのみ使用可能な「吉野川市プレミアム商品券」を発行いたします。

プレミアム率は、本年4月に発行の「阿波とくしま商品券」と同じ20%とし、1,000円券12枚が1セットとなった12,000円分の商品券を10,000円で販売することとし、発行総額は3億3,000万円を予定しております。

商品券の販売につきましては、高齢者や弱者に配慮するとともに販売時の混乱を避けるため往復はがきによる事前申し込みによる予約販売とし、予約の受付は8月頃、商品券の使用期間は9月から12月末までの約4か月程度を予定しております。

また、1世帯当たりの購入限度や利用店舗の登録申請などにつきまして詳細が決まり次第、お知らせをいたしますので、多くの市民の皆様方の御利用をお願いいたします。

次に、「多子世帯保育料無料化事業」についてであります。

多子世帯の保育料無料化事業は、吉野川市における既存制度を拡大するもので、具体的には、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の保育料を無料とするものです。

制度化にあたっては、本年3月末に徳島県の少子化対策として、一定の所得水準以下の、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の保育料に対して、県が2分の1、市が2分の1の費用を負担することにより、保育料を無料化する制度概要が示されました。

本市では県が示した制度の導入とともに、この制度では該当しない所得水準の世帯の保育料についても、市が負担することにより保育料を無料化するものであり、県の財政支援と市独自の負担により、保育料無料化を拡大する、新たな内容による制度化を行います。

この事業により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産んで育てられる環境を整えてまいります。

次に、「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金・給付事業準備状況」についてであります。

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに際し、低所得者及び子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施されたもので、昨年度に引き続き本年度も支給を行います。

今回の支給額は、臨時福祉給付金が対象者1人につき、6,000円、子育て世帯臨時特例給付金が対象児童1人につき、3,000円で、昨年度とは支給額が異なり、支給日も本年の10月1日以降となります。

事務処理については、システム改修など、支給日程を踏まえ、順次進めることとしております。

今後、支給要件に該当することが想定される対象者の方には、個別に通知し、ホームページや広報誌でも周知するなど、申請手続きについても可能な限り申請者の状況に応じ、適切に取り組んでまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「統合小学校、こども園整備」についてであります。

川田中小学校の敷地に整備いたします川田地区と美郷の4小学校の統合小学校と、4幼稚園・2保育所を統合した認定こども園は、平成30年度の開校・開園を目指しています。

そこで、速やかな業務遂行が可能となるよう、本年度の組織再編において、教育委員会に「学校再編準備室」を新設し、取り組むことといたしました。

4月7日には、川田・美郷地区小学校及びこども園建設工事設計業務の受託予定者をプロポーザル方式により決定し、4月17日に契約の締結を行いました。

今後は、学校・保護者・地域の要望を設計に生かせるよう、対話の機会を設け、8月末をめぐりに基本設計の承認を行う予定としております。

次に、「地域少子化対策事業」についてであります。

国の平成26年度補正予算に計上されました地域少子化対策交付金を活用し、これまでの子育て支援策に加え、新たな少子化対策事業に取り組んでまいります。

具体的には、これから結婚・妊娠・出産・育児を経験する婚約中のカップルや、これからパパ・ママになる方、結婚に興味のある20歳以上の方を対象に、実践を交えたセミナーや座学、参加者間の意見交換会を開催するものです。

この事業により、結婚から子育てまでの具体的な情報から、参加者が「家庭を持つ」という、具体的なイメージを持つことで、今後の結婚生活や子育てへの不安解消と、現実的で総合的な支援につながる事を期待しております。

2点目は、「安全、安心なまちづくり」についてであります。

まず、「自然災害への備え」についてであります。

広島ของゲリラ豪雨による土砂災害や御嶽山の突然の噴火など、全国的には昨年も大きな自然災害が発生しており、災害への備えとして本市でも、引き続き災害発生時の被害を最小限に抑える減災対策を進める必要があります。

そこで、大規模な災害の発生に備え、地域防災計画の見直しを行い、防災体制の強化・充実を図りました。併せて、本年度から地元ケーブルテレビを活用し、字幕放送などにより、迅速で正確な避難勧告等の災害情報を市民の皆様へ発信してまいります。

さらに、今後は、防災無線子局の増設、自主防災組織の育成など安心・安全のための施策を進め、防災体制の更なる充実強化に努めてまいります。

次に、「公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業」について

大規模災害時の防災拠点や避難所となる公共施設について、県の補助金を活用し、「ふるさとセンター」、「交流センター」「山川体育館」に太陽光発電及び蓄電池設備等を設置しており、本年度は、「文化研修センター」に設置をいたします。

これにより、すべての地区において、地震や台風などの大規模自然災害避難時に最低限必要な電力供給源を確保することができ、避難所としての運営機能の一層の充実が図られることとなります。

次に、「災害時給水対策」についてであります。

近い将来、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されていることから、大規模災害時には生命維持に必要な飲料水と最小限

確保すべき生活用水を安定的に供給できる態勢を整えなければなりません。

この対策として、小・中学校などの収容人数の多い避難施設においては、手押しポンプを設置しております

さらに、山川公民館跡地に「耐震性貯水槽」や市役所・主要な配水池に非常用給水装置を設置し、安定した給水を確保いたします。

次に、「雨水被害軽減対策事業」についてであります。

ほたる川流域の内水対策につきましては、ハード面では国の直轄事業による「ほたる川排水機場」の整備、徳島県によります河道の改修、本市におきましては、一時貯留施設の整備並びにソフト対策としての土地利用計画により被害の軽減を図るなど、流域一体となった総合的な内水対策に努めているところでございます。

しかしながら、流域における浸水区域では既存排水路の流下能力が乏しく脆弱なことから、長時間にわたり家屋が浸水、車輛などの通行ができない状況が顕著であります。

このため、「ほたる川総合内水対策事業」の一環として、本年度より山川町諏訪地区の排水路整備の基本設計に着手し、最適な対策工法を検討してまいります。

3点目は、「レッツクリーン、ゴミの減量と資源化」についてであります。

去る5月10日、市内一斉に「環境を大切にする美しいまちづくり」の取り組みとして「レッツ・クリーン」を実施しましたところ、昨年を上回る121の各種団体などから、3,588人のご参加をいただきました。

この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、ごみ減量化の取り組みについては、昨年度に引き続き生ごみの水切りとさらなる分別の徹底を図ってまいります。

昨年度は、生ごみの水切り器具・ネットを市内の希望する自治会約半分の191自治会、約6,200世帯に配布いたしました。

本年度は、自治会の地区会において、生ごみの水切りが実施できていない自治会に対し、啓発を行ってまいります。

また、学校等の取り組みについても環境学習を継続し、市内各小中学校へ環境出前講座を実施するとともに、「夏休み雑紙分別大作戦」を本年度も、市内全校で実施したいと考えており、親子で参加

していただくことで、「子どもから親への意識啓発」にも取り組んでまいります。

ごみの減量化・資源化の推進には、リサイクルセンターでの分別はもとより、「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉のとおり、排出時点での対応が最も重要な対策となることから、今後は、各種取り組みを通じて排出抑制や資源化に対する意識の向上を図ってまいります。

4点目は、「簡素で効率的な行政基盤の確立」についてであります。

まず、「第3次行財政改革」についてであります。

平成22年に策定した「第2次の行財政改革大綱」及び「実施計画」が平成26年度に終了することに伴い、これまでの取組や成果を踏まえ、平成27年度から5か年を期間とする第3次の「大綱」と「実施計画」を新たに策定することとしております。

大綱の基本理念である「持続可能な行財政基盤の確立をめざして」に基づき、実施計画につきましても、取り組む主要事項をより明確にするため、「行政改革の推進」「財政改革の推進」「開かれた市政と活力ある市役所の構築」の3本の柱を掲げ取り組んでいくこととしております。

具体的には、「効率的な行財政運営」に資するため、職員のみではなく、臨時・嘱託職員も含めた総数管理を図るとともに、経費の削減、税や各種使用料など収入の確保に努めてまいります。

また、「人材育成」では、これまでの取組みに加えて、職員の意識高揚や女性職員の職域拡大にも取り組んでまいります。

行財政改革は、これまでも不断のものとして取り組んでまいりましたが、その速度を超えて財政の硬直化が進んでおり、また、少子高齢化の進展などによる行政需要の変化も生じております。

そのため、こうした状況に的確に対応し、必要な行政サービスを提供し続けるために、不退転の決意を持って、更に積極的な行財政改革を推進してまいります。

次に、「市有施設の有効活用」についてであります。

川島こども園の開園により空き施設となりました市有施設の有効活用を積極的に進めております。

旧川島乳児保育所は、建設から38年が経過し、施設の老朽化が進んだことにより、本市において継続して活用するには大規模な修繕が必要であることと、将来的に活用する計画がないことから、歳入確保のため、一般競争入札により、「合同会社たけのこ」に700万円で売却処分をいたしました。

また、旧川島東保育所は、「NPO法人発達支援センターよしのがわ・きりん」の施設に有償で貸与し、就学前の発達に支援が必要な児童への、専門的な療育を行う事業などに利用することといたしました。

今後とも、市有施設の有効活用と効率的な管理運営を推進する観点から、市有財産の売却も含め、施設のあり方、管理、活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、市政に対する所信の一端を申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出しております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会への提出案件は、

「平成26年度吉野川市一般会計」など繰越明許費・繰越計算書に関する報告案件が4件、

「吉野川市国民健康保険税条例」の一部を改正する条例など、条例の専決処分の承認に関する案件が3件、

「平成26年度一般会計補正予算（第7号）」の専決処分の承認案件が1件、

「徳島県市町村総合事務組合規約の変更」の専決処分の報告案件が1件、

「和解及び損害賠償額の決定」の専決処分の報告案件が1件、

「吉野川市養護老人ホーム施設整備基金条例」を廃止する条例など、条例案件が2件、

「平成27年度吉野川市一般会計補正予算（第1号）」の案件が1件

「川島財産区管理委員の選任」の人事案件が6件の計19件であります。

まず、報第4号から報第7号については、
「平成26年度吉野川市一般会計」及び公共下水道事業などの特別会計繰越明許費・繰越計算書の報告並びに水道事業会計繰越計算書の報告をするものです。

次に、報第8号及び報第9号については、
地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、「吉野川市国民健康保険税条例」及び「吉野川市税条例」の一部を改正する条例の専決処分について、議会に報告し、承認をお願いするものです。

次に、報第10号については、
介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、「吉野川市介護保険条例」の一部を改正する条例の専決処分について、議会に報告し、承認をお願いするものです。

次に、報第11号「平成26年度吉野川市一般会計補正予算（第7号）」については、

平成26年度の地方交付税及び基金利子の額の確定等に伴い、
8千328万8,000円を追加し、
総額を200億8,473万7,000円とするものです。

次に、報第12号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更」についての専決処分の報告は、板野郡西部学校給食組合の解散により、組織する団体の数が減少したことに伴い、規約の変更を行ったものです。

次に、報第13号「和解及び損害賠償の額の決定」の専決処分の報告については、
市有車両が駐車中の相手方車両に接触し、当該車両を破損したもので、
損害賠償額を13万7,320円に決定したものです。

次に、議第41号「吉野川市養護老人ホーム施設整備基金条例」の廃止については、
民営化に伴い、施設整備に係る基金を廃止するものです。

次に、議第42号「吉野川市水道事業の設置等に関する条例」の一部改正については、
機構改革に伴い、課名が変更されたため、所要の整備を行うものです。

次に、議第43号「平成27年度吉野川市一般会計補正予算（第1号）」については、
国・県の補助金等を活用して実施する「多子世帯保育料無料化事業」、
「経営体育成支援事業補助金」、「婚活イベント助成金」など、合わせて、
1,027万5,000円を追加し、
補正後の予算総額を189億9,966万6,000円とするものです。

最後に、議第44号から議第49号については、
川島財産区管理委員の任期が本年8月5日をもって、満了となることから、
大谷（おおたに）・一之進（いちのしん）氏
三木（みき）・茂（しげる）氏
岡澤（おかざわ）・享（とおる）氏
岡田（おかだ）・義弘（よしひろ）氏
後藤田（ごとうだ）・吉弘（よしひろ）氏
河野（かわの）・尚美（たかみ）氏を
再度選任したいため
吉野川市川島財産区管理会条例・第3条の規定により
議会の同意を求めるものです。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案どおり御賛同くださいますようお願い申し上げます。